

介護保険制度と介護職の役割

クイズ①

A～Cを使い空欄を埋めてみましょう。

<介護保険法（目的）より抜粋>

この法律は、（①）に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により（②）状態となり、入浴、排せつ、食事等の（③）、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について～

A. 要介護 B. 加齢 C. 介護

MEMO

「要介護者」の定義

- (1) 要介護状態にある65歳以上の者
- (2) 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの(特定疾病)によって生じたもの

MEMO

「要介護状態」の定義

身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(要介護状態区分)のいずれかに該当するもの(要支援状態に該当するものを除く)をいう。※厚生労働省令で定める期間:原則6ヵ月

MEMO

要介護度と状態像(目安)①

<要介護1> → 部分的な介護が必要

自力での立ち上がりに支えが必要。認知症の周辺症状や理解力の低下が見られることがある。生活動作の一部に介助が必要。

<要介護2> → 軽度の介護が必要

自力での立ち上がりや歩行に支えが必要。認知症の周辺症状や理解力の低下が見られることがある。生活動作の一部または多くに介助が必要。

MEMO

要介護度と状態像(目安)②

<要介護3> → 中等度の介護が必要

自力での立ち上がりや歩行が困難。いくつかの認知症の周辺症状や理解力の低下が見られることがある。生活動作の多くに介助が必要。

<要介護4> → 重度の介護が必要

自力での立ち上がりや歩行がほとんどできない。多くの認知症の周辺症状や理解力の低下が見られることがある。生活動作の全面的な介助が必要。

MEMO

要介護度と状態像(目安)③

<要介護5> → 最重度の介護が必要

自力での立ち上がりや歩行がほとんどできない。多くの認知症の周辺症状や理解力の低下が見られることがる。生活全般に全面的な介助が必要。

MEMO

クイズ②

A～Cを使い空欄を埋めてみましょう。

<介護保険法（目的）より抜粋>

～これらの者が（①）を保持し、その有する能力に応じ（②）した（③）を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う～

A. 自立 B. 日常生活 C. 尊厳

MEMO

おしっこがしたい・・・

「おしっこがしたい」と思った時、あなたは
どうしますか？

→ _____

「オムツにしてください」と言われたら、
どう思いますか？

→ _____

MEMO

尊厳の保持

要介護者には、排泄や入浴、食事など、生活の多くに支援が必要です。その一つひとつを「どうしたいか」「どうされたいか」を確かめていくことが、「尊厳の保持」を実現する第一歩となります。

介護者側の都合で判断することのないよう、注意しましょう。

MEMO

自立した生活

介護職は、要介護者の尊厳が保持されるように支援をします。しかし、「できること」まで支援してしまえば、「自立」を妨げてしまいます。

「有する能力に応じ自立した生活を営むことができる」ように、時には手を出さず、見守る姿勢を持つことも必要です。

MEMO

具体的にはどうしたらいいの？

施設の理念・方針を確認してみましょう。そこに、施設としての考えが述べられています。

MEMO

クイズ③

A～Cを使い空欄を埋めてみましょう。

＜介護保険法（目的）より抜粋＞
～国民の共同連帯の理念に基づき（①）制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって（②）の保健医療の向上及び福祉の（③）を図ることを目的とする。

A. 介護保険 B. 国民 C. 増進

MEMO

介護職の役割

介護職には、「国民の保健医療向上と福祉の増進」という、大きな役割があります。その役割を十分に果たすためには、多くの知識や技術、経験が必要です。

介護保険法の目的を十分に理解し、日々の仕事に取り組みましょう。

MEMO
